

**令和7年度 認可保育園・認定こども園（保育園部）
新規入園申込 必要書類一覧（2号・3号認定用）**

番号	書類確認欄	書類名	備考
1		教育・保育支給認定(現況)申請書 兼 入所（利用調整）申込書	<p>世帯の現況を記入してください。 住民登録上別世帯（世帯分離）であっても、実態として同居であれば、祖父母等も必ず記入してください。記入していない場合、虚偽申請とみなす場合があります。</p> <p>※この書類のみ申込児童の人数分必要です。 (兄弟姉妹同時入園の場合、2枚以上必要です)</p>
2		同意書 兼 誓約書	施設利用にあたっての同意および誓約事項です。
3		個人番号届出書 兼 確認同意書	<p>同居の世帯員全員を記入してください。 ※本書類を提出することで、保護者が他市町村役場から取り寄せが必要な情報の取得を省略できる場合があります。（例：所得課税証明など）</p>
4		児童情報連絡票	児童の情報を記入してください。
5		就労証明書 (または職業訓練校等の在学証明書)	<p>申請者（保護者）及び配偶者の分が必要ですので、職場の雇用主に記入してもらってください。自営の方はご自身で記入し、就労証明書と合わせて確定申告書の提出もしくは、事業所の案内チラシ又は名刺等事業を実施している証明が別途必要です。 育児休業中の場合も提出が必要です。</p> <p>※次年度の4月以降働いている証明が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期雇用の方で、雇用期間満了後の更新予定が「無または未定」等で4月以降の証明が出せない方は、申立書に4月以降の予定「①事業所名②事業所連絡先③雇用期間④就労時間(5月の就労日数等)」を記入し、一旦ご提出ください。申立書を基に市から事業所に内容確認をさせていただきます。また、4月以降の証明は発行され次第必ず提出してください。 ・令和6年度より就労証明書の様式が変更されており、有期雇用の方で、雇用期間が令和7年3月末以前の方であっても、証明書の「14」の更新の有無の欄に「有」又は「有（予定）」に✓のある方は、認定を雇用期間に合わせて区切らず、就学前まで認定できるようになりました。満了後に再提出の必要はありません。ただし、毎年現況届の際には提出していただきます。
☆		確定申告書 令和6年分 (確定申告書B 第一表の写し) ※～令和7年3月15日までに別途提出	<p>「自営業の方」または「雇用主から源泉徴収票が発行されていない方」は、収入の大小に係らず必ず確定申告を行い、申告書の写しを添付してください。就労によって収入を得ている証明となります。 (収入のない就労は、保育所入所における「働いている」状態とみなせない場合があります。)</p>
6		申立書	同居親族がいる場合など、この書類が必要です。就労及び就労以外のことをしている（求職中含む）など、「同居親族全員が自宅で子どもの保育ができない理由」などを詳しく記入してください。
☆		・母子手帳（写し） ・診断書（写し） ・介護保険被保険者証（写し） ・その他、市が提出を求める書類	「6申立書」の内容を証明するために、左記の書類を必ず添付してください。
☆		第2子以降 3歳未満児 保育料免除・助成申請書 ※戸籍謄本の添付必須	<p>申込児童が第2子以降3歳未満児である場合のみ、左記の書類を提出してください。児童が第2子以降であることの証明のために、戸籍謄本の添付が必要です。</p> <p>令和7年度における3歳未満児は、令和4年4月2日以降の出生児を指します。</p>

・1～5は、提出が必須である書類です。

・6および☆は、必要に応じて提出すべき書類です

・申し込み時点で臼杵市に住民票がない方は「転入前事前申立書」の提出が必要です。

<重要事項>

・「認定こども園の保育園部」をご希望の場合、事前に園へ入園願書を提出が必要な場合があります。